

防整施第15607号
27.10.1
一部改正 防整施第18662号
30.11.30

各地方防衛局長 殿

整備計画局長
(公印省略)

特別借受宿舎建設工事の請負契約に係る契約の保証について（通知）

標記について、当分の間、別紙のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：人事教育局長、防衛監察監

特別借受宿舍建設工事の請負契約に係る契約の保証の取扱い

- 1 契約の保証については、「契約保証金の納付」及び「契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供」の2種類は、国の会計機関での保管事務ができないので、次の3種類とする。
 - (1) 銀行、発注者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (2) 公共工事履行保証証券による保証
 - (3) 履行保証保険契約の締結による保証
- 2 請負契約を解除した場合の措置

請負契約を解除した場合、契約解除に伴う違約金は国家公務員等共済組合連合会に帰属することとなるので、地方防衛局長及び地方防衛支局長（東海防衛支局長及び長崎防衛支局長を除く。）は、速やかに同連合会に請負契約を解除した旨を通知するとともに、事後措置について同連合会と調整されたい。